

環境社会配慮助言委員会 第一回全体会合

日時 2010年7月9日(金) 15:00~17:00

場所 JICA研究所 2階大会議室

出席予定

(助言委員)

・環境社会配慮助言委員(選考合格者の皆様)

(外部有識者)

・原科教授(JICA環境社会配慮ガイドライン 有識者委員会座長)

(JICA)

・粗理事(審査部担当理事)

・審査部、他

議事次第

1. JICA担当理事からのご挨拶(粗理事)
2. 環境社会配慮助言委員への期待(原科教授)
3. 環境社会配慮審査会における経験、教訓(村山教授)
4. 助言委員会設置要項および運営に関する説明(審査部)

(休憩)

5. 委員長、副委員長選任

(以下、議事進行は委員長に委任、事務局は委員長を補佐)

6. ワーキンググループ編成検討

7. 助言対象案件に対する担当ワーキンググループ割当

1) スリランカ南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査(スコーピング案) 7/20 WG予定

2) インドネシア水力開発マスタープラン(スコーピング案) 7/21 WG予定

8. 次回以降の全体会合スケジュールについて

以上

環境社会配慮助言委員 名簿

	名 前	所 属 先	役 職	専 門 分 野
1	石田 健一	東京大学大気海洋研究所	助教	天然資源管理 参加型開発
2	岡山 朋子	名城大学 学長室	助教	廃棄物政策、資源循環政策、3R政策、地域環境力、市民参加
3	佐藤 真久	東京都市大学環境情報学部	准教授	環境教育・国際教育協力(制度研究、コミュニケーション研究、倫理学的研究)
4	高橋 進	共栄大学国際経営学部	教授	国際環境政策、保護地域政策、地域開発(自然を生かした地域開発)
5	武貞 稔彦	法政大学人間環境学部	准教授	開発と環境、特に開発事業の社会環境への影響についての研究
6	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科	教授	環境政策論、環境アセスメント制度、環境マネジメント論、環境行政論、環境市民参加
7	谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科	教授	地域開発政策
8	二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部総合政策学科	准教授	開発と環境の経済学、環境配慮のための制度設計
9	長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部人間環境学科	教授	環境影響評価(環境アセスメント)環境行政論・環境対策の組織と制度・開発途上国の環境保全/モニタリング計画・社会環境/住民移転/再定住計画・プロジェクト評価(経済/財務分析)環境経済評価(環境経済学)農村環境(農村社会の環境保全)
10	早瀬 隆司	長崎大学環境科学部	教授	環境政策、環境影響評価制度、環境法
11	原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部	教授	環境政策学
12	日比 保史	コンサベーション・インターナショナル	代表	生物多様性保全と貧困削減・開発 環境経済(途上国開発事業における費用・便益分析)/途上国における生物多様性保全事業の案件形成/気候変動対策(吸収源CDM、REDD+、生態系ベースの適応策、吸収源事業における生物多様性・社会配慮など)/カーボンオフセット政策(国内)/企業と生物多様性
13	平山 義康	大東文化大学環境創造学部	教授	環境法、環境政策
14	福田 健治	響法律事務所	弁護士	環境法・行政法/メコン河流域の環境と開発/開発援助に関する情報公開とアカウンタビリティ/法整備支援/アジア諸国の環境社会関連法令
15	松下 和夫	京都大学 大学院地球環境学堂	教授	地球環境政策論分野 環境政策学
16	松行 美帆子	東京大学 大学院 工学系研究科都市工学専攻	特任准教授	都市計画、まちづくり、都市・地域政策
17	満田 夏花	国際環境NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラム		開発金融機関・援助機関などの環境社会配慮政策
18	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部	教授	社会工学、環境計画論、 リスク管理論
19	柳 憲一郎	明治大学 法科大学院	教授	環境法及び環境アセスメント制度 他
20	山本 充弘	社団法人 海外環境協力センター	参与(非常勤)	水環境改善

朝日新聞 2008 年 8 月 15 日（金）「ODA、環境配慮は十分？」

日本経済新聞 2010 年 6 月 3 日（木）経済教室「ODA、環境配慮貫け」

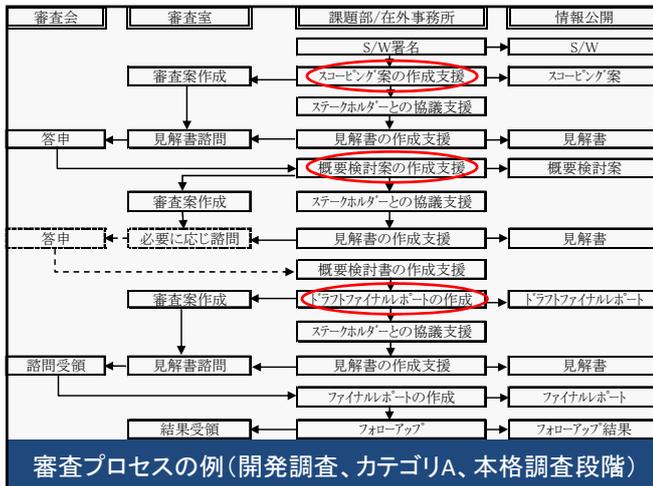
の記事を基に、原科教授より「環境社会配慮助言委員会への期待」について説明。

JICA環境社会配慮審査会の 経験と課題

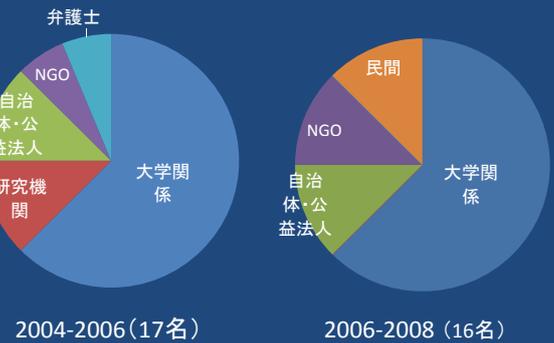
早稲田大学理工学術院
村山武彦

環境社会配慮審査会の活動

- カテゴリA(B)の案件に対して、JICAが行う審査の確認
 - 諮問に対する答申
 - 経過報告に対する議論
- 答申を前提とした個別の審査
 - 事業を所管する部署から、説明を受け、不明部分を明確化
 - 答申に盛り込むべき内容を委員間で出し合い、合議制により最終案のとりまとめ
 - 原則として2週に一度の頻度で開催
- カテゴリAの案件に対する審査会の関与→次図
(この図に、要請確認段階と事前調査段階が加わる)

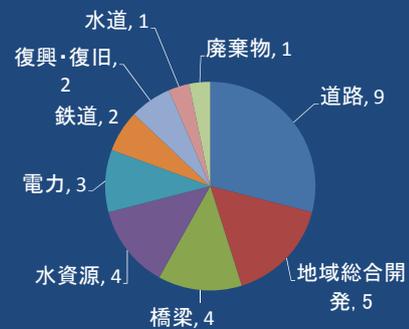


委員の所属

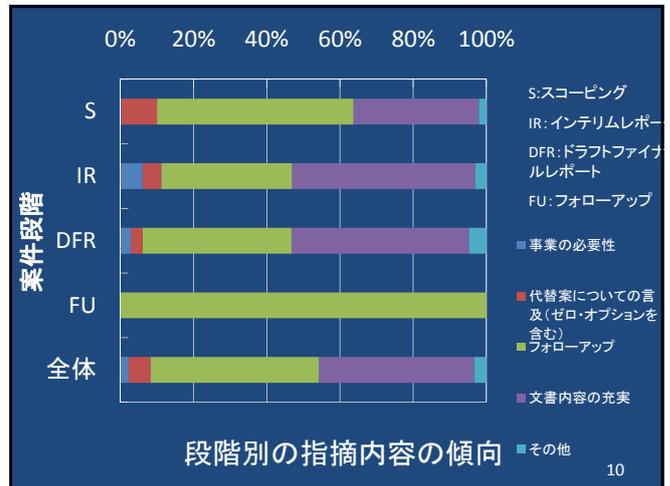
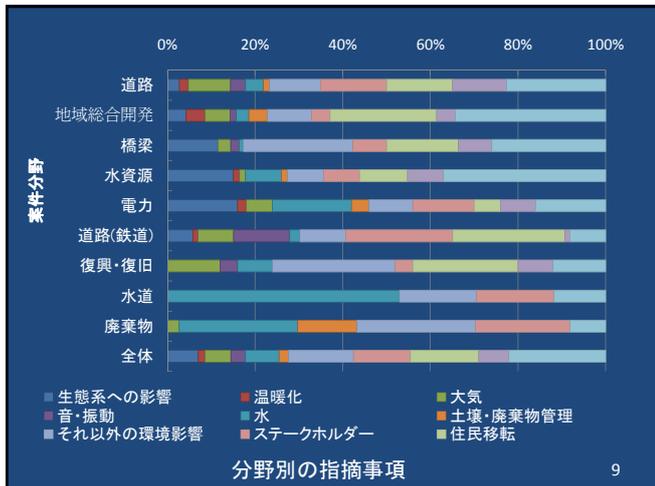
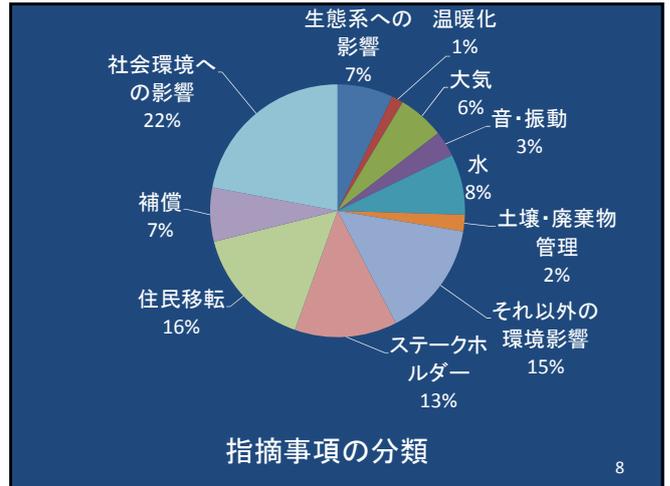
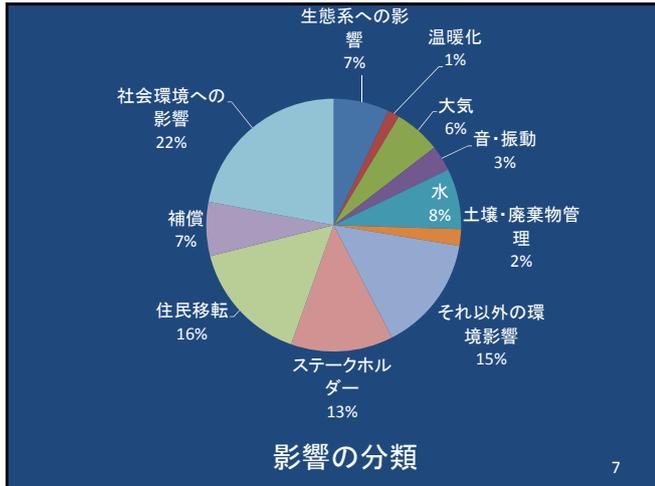


答申内容の傾向

- 対象
2004-2008年の31案件の審査会答申(約750項目)
- 方法
 - ・事業案件を分野ごとに分類
 - ・答申項目を指摘分野、指摘内容別に分類
 - 案件分野別・審査段階別に特徴を抽出



事業の種類



- ### これまでの活動を通じた意義
- ① 審査の対象となったレポートの内容改善(特に専門的な見地からみた基本的な表記の修正)
 - ② 文書内容の充実(根拠の確認、記述の詳細化、記述内容を実施するための必要事項の追加など)
 - ③ 追加調査の提案
 - ④ JICAと審査会との議論を通じた肯定的な意味での緊張感の創出
 - ⑤ 不確実性を伴う大規模案件に対する慎重な取り組みへの助言
 - ⑥ 案件内容に関する情報提供
- など

- ### 審査活動における課題
- ① 事業の位置づけの明確化
 - これまでの事業との相対的位置づけ
 - 必要性や妥当性
 - ② 案件要請やスコーピング段階の情報提供のあり方
 - 提供されるべき情報の標準化
 - 代替案を含めた確定部分と不確定部分の明確化
 - ③ 現地との関係
 - 審査会メンバーの間での現地の状況の共有化
 - 現地の特殊性の考慮の度合い
 - ④ 大規模案件への対応
 - ⑤ 答申後の事業経過に関する報告の充実
 - 広い意味でのコストパフォーマンスを検証
 - ⑥ 委員の負担
 - 審査の対象となる案件数に応じた一人当たりの負担の適正化

環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>1. 目的</p> <p>本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会」は、環境社会配慮助言委員会の略記である場合と、環境社会配慮助言委員会の全体会合を示す場合がある。
<p>2. 委員会の業務</p> <p>（1）対象とする事業</p> <p>カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。</p> <p>①協力準備調査に対して助言を行う。</p> <p>②環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリA案件のすべてを対象とし、B案件は必要に応じて対象とする。なお、JICAあるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA及び委員会で協議の上、対応する。 <p>1) 協力準備調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対して、助言を行う。 ・補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに応じて委員会は助言を行う。 <p>2-1) 環境レビュー段階</p> <p>①協力準備調査を実施した案件の場合</p> <p>(a) JICAが環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WGに対して環境社会配慮文書（EIA、RAP等）等の状況に関する報告を行い、WGは助言案を作成し委員会に報告する。</p> <p>(b) (a)以外の場合、JICAは委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p> <p>②協力準備調査を実施していない案件の場合</p> <p>(a) JICAが環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WGに対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p> <p>(b) (a)以外の場合、JICAは委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p>

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。</p> <p>④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。</p> <p>(2) 助言の方法 助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。</p>	<p>2-2) モニタリング段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2-1) で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。 <p>3) 開発計画調査型技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、本格調査段階において、環境社会配慮調査のスクーピング案及び報告書ドラフトに対する助言を上記1) 協力準備調査と同様の手順で行う。
<p>3. 委員会の構成と機能</p> <p>委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。</p> <p>委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。</p> <p>助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ (WG) を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。</p> <p>委員会では、案件ごとに担当する WG を決定し、作業を依頼する。</p> <p>委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、J I C A に助言する。</p> <p>この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長判断により、この方法で審議を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、WG の助言案を尊重したうえで、確認を行う。 ・「この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合」とは、全体会合で助言文書を確定できなかった場合を指す。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>4. 委員</p> <p>委員の任期は原則2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。</p> <p>委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。</p>	
<p>5. 委員長と副委員長</p> <p>(1) 委員会に委員長1名と副委員長1名ないし2名を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>(2) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。</p> <p>(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。</p>	
<p>6. WGの作業</p> <p>(1) それぞれのWGは、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。</p> <p>(2) WGは原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。</p> <p>(3) WGの会合は、当該WGの構成委員の互選で選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。</p>	
<p>7. 情報公開</p> <p>委員会の会合はすべて公開で行われる。WGの会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。</p> <p>また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。</p>	<p>・会合は傍聴を可とする。ただし、会議の妨害を行った者はこの限りでない。</p>

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。</p> <p>委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。</p>	
<p>8. 事務局</p> <p>委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮審査第2課が行う。</p>	
<p>9. 適用</p> <p>委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)に定められた審査諮問機関の役割も果たすものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年7月に業務を開始できるよう、準備を進める。

以上

環境レビュー前後における業務フローについて

		JICA	日本政府
		協力準備調査を実施しない場合	協力準備調査を実施する場合
案件形成 / 準備段階			事業展開計画協議 案件計画協議
		協力準備調査実施	
	相手国のF/S	助言委員会 (スコーピング段階) WG会合で助言案を作成する形式	要請受領
	(必要に応じて補完型調査)	助言委員会 (最終ドラフト段階) WG会合で助言案を作成する形式	
	審査段階 (環境レビュー)	助言委員会 (環境レビュー段階) WG会合で助言案を作成する形式	助言委員会 (環境レビュー段階) 全体会合で報告する形式
合同PC (JICA内関係各部協議)			
審査前理事説明			
		審査前政府勉強会	
審査段階 (環境レビュー) 審査ミッション派遣 審査後理事会			
		審査後政府勉強会	
審査調書、事業事前評価表			
実施段階 (モニタリング)			交換公文
	貸付承諾		
	L/A調印		
	詳細設計、調達、工事開始		
	助言委員会 (モニタリング段階) 全体会合で報告する形式		

WG：ワーキンググループ F/S：フィージビリティースタディー PC：プロジェクト・コミッティー L/A：ローンアグリーメント

WG会合で助言案を作成する形式：WGで助言案を検討し、月例の全体会合で助言を確定する形式

全体会合で報告する形式：月例の全体会合でJICAが報告を行う形式

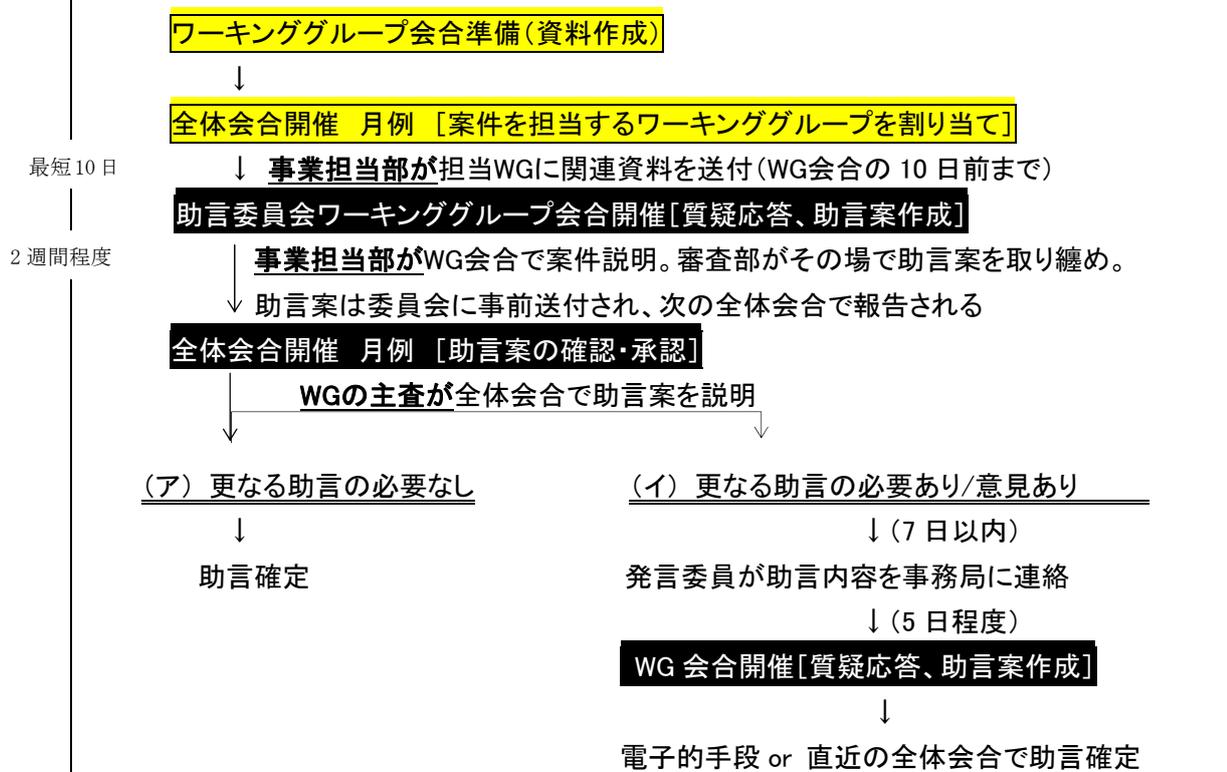
上記の表は有償資金協力を想定した業務フローであり、無償、技協、開発計画調査型技術協力の場合は若干異なります

7/9助言委員会全体会合における議論をふまえ、文言を若干修正済

助言委員会の運営概要

- ✓協力準備調査におけるスコーピング案、報告書ドラフト協議
- ✓協力準備調査を実施していない案件の環境レビュー時協議

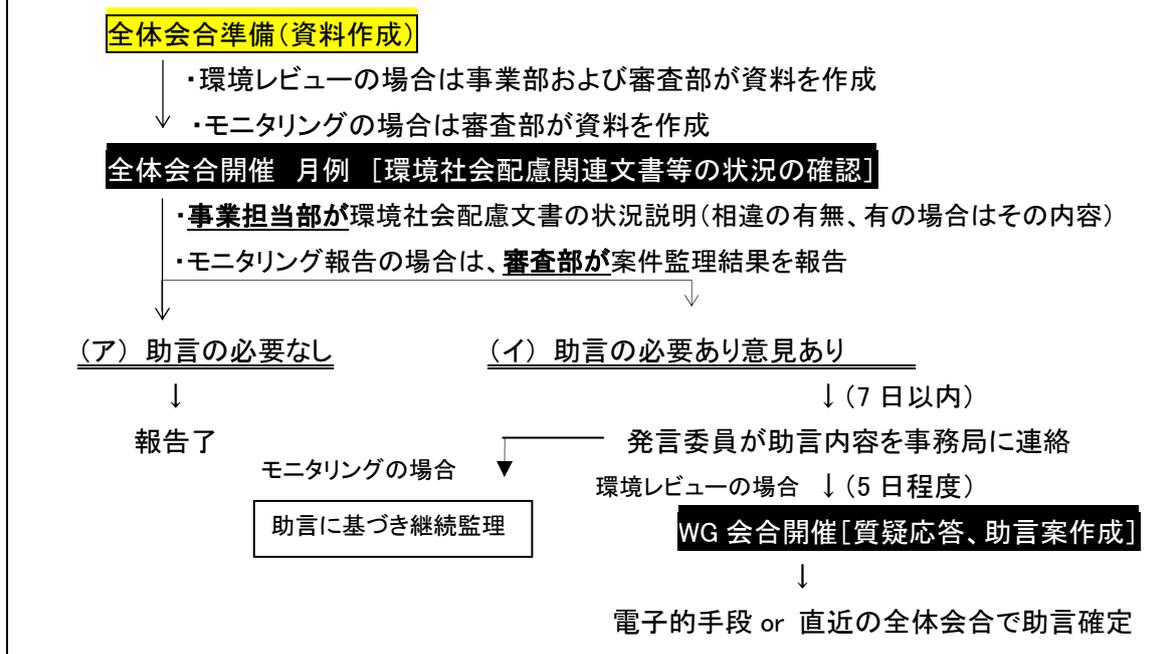
[ワーキンググループ(WG)で助言案を作成する形式]



*要する日数は、あくまでも目安です。

- ✓協力準備調査を実施済みの環境レビュー時協議
- ✓モニタリング結果報告時(半年に1回程度を予定)

[全体会合で報告する形式]



*要する日数は、あくまでも目安です。

環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

1. 基本方針

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン及び環境社会配慮助言委員会設置要項に基づき、情報公開に係る基本方針を次のとおりとする。

1) 委員会の会合

- ・環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」）の会合はすべて公開で行われる。
- ・ワーキンググループ（WG）の会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。
- ・必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。

2) 会合の議事録

- ・発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。
- ・WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。

3) 委員会の配布資料

- ・委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、またはその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

なお、電子的手段によるコミュニケーションによる審議を行った場合には、後日、会合の場で要旨の報告を行うことにより情報公開する。

2. 不開示とする場合の判断基準

会合、議事録、配付資料について、情報公開法（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号））及び国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づき以下の情報は非公開とする。なお、助言の検討において、不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部を非公開とする。委員会合はすべて公開の下で開催されることから、委員会合の配付資料には以下の情報は基本的に含めないが、含まれる場合は委員限りとして資料配布する。

1) 情報公開法に基づき不開示とする情報（詳細は別紙参照）

- ・審議、検討又は協議に関する情報（その三）
- ・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（その二）
- ・他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利益を被るおそれのある情報（その四）
- ・個人情報（その一）

2) 環境社会配慮ガイドラインに基づき不開示とする情報の例（詳細は別紙参照）

- ・競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密（入札関連情報）

3. 配付資料の公開方法

委員会とWGの会合の配付資料のうち、上記2. <不開示情報>に該当しない範囲は、基本的にウェブサイトで公開する。ただし、最終報告書等がウェブサイトで公開される以前の段階の資料については、ウェブサイトでの公開ではなく、求めに応じて閲覧を許可する対応とする。

委員会配布資料の公開方法の例

委員会（全体会合またはWG）での配布が想定される資料	公開有無/公開方法
協力準備調査/開発計画型技術協力	
・環境社会配慮調査のスコーピング案	開示/求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の報告書ドラフト	開示/求めに応じ閲覧を許可
環境レビュー	
*環境レビュー前にウェブサイト公開される資料	
・環境社会配慮文書等（EIA、RAP等） ・環境社会配慮文書等の翻訳版（相手国の了解を前提に公開）	開示/ウェブサイト
（協力準備調査を実施した場合） ・協力準備調査の最終報告書もしくはそれに相当する文書	開示/ウェブサイト
*委員会で配布される可能性がある資料	
・上記資料と同一あるいは最終ドラフト	開示/求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮文書等の翻訳版（公開について相手国の了解が得られない場合）	不開示 （委員限り資料として配布）
モニタリング	
・相手国等によるモニタリング結果（相手国等で一般に公開されている範囲）	開示/ウェブサイト
各段階共通	
・委員会（全体会合、WG）の補足説明資料（配付した場合）	開示/ウェブサイト
・WG作成の助言案（全体会合での配付資料）	開示/ウェブサイト
・環境社会配慮文書等以外の相手国作成文書（F/S報告書等）	不開示 （委員限り資料として配布）

4. オブザーバーへの対応方法

- ・会合は傍聴を可とし、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。ただし、会合の妨害を行った者はこの限りではない。
- ・会合で委員限りとする資料以外の配付資料は、オブザーバーにも配布できる。

以上

＜情報公開法における不開示情報＞（該当箇所を一部抜粋）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

＜国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで定める不開示情報＞（該当箇所を一部抜粋）

II. 環境社会配慮のプロセス

2.1 情報の公開

9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。